

早期退職希望者の募集実施要項

平成 25 年 11 月 8 日

最高裁判所長官

今般、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「法」という。）
第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、下記のとおり早期退職希望者の募集を行う。

記

1 募集の対象

- (1) 下級裁判所の裁判官（簡易裁判所判事を除く。）で、平成 26 年 4 月 15 日
現在の年齢が 50 歳以上 65 歳未満の者（注 1）
- (2) 簡易裁判所判事で、平成 26 年 4 月 15 日現在の年齢が 55 歳以上 70 歳未
満の者（注 1）

2 募集人数

10 人

3 募集の期間（約 2 か月間）

平成 25 年 11 月 15 日（金）午前 8 時 30 分から平成 26 年 1 月 15 日（水）
午後 5 時まで（注 2）

4 退職すべき期間

退職すべき期間は、平成 26 年 2 月 15 日（土）から同年 4 月 15 日（火）ま
でとする。

なお、認定（法第 8 条の 2 第 5 項に規定する認定をいう。以下同じ。）後当該
期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め通知する。（注 3）

5 応募の手続

応募をしようとする裁判官は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（国家
公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面
の様式等を定める省令（平成 25 年総務省令第 58 号。以下「省令」という。）

別記様式第一）に必要事項を記入の上，募集の期間内に，所属庁の長（簡易裁判所の裁判官にあってはその所在地を管轄する地方裁判所の長，高等裁判所の裁判官にあっては事務局長。以下同じ。）に持参する方法又は郵便，電子メール若しくはファクシミリを利用して送付する方法により提出する。

6 認定の手続

(1) 応募者（7の応募の取下げを行った者を除く。）には，平成26年2月初旬に，認定をし，又は認定をしない旨の通知書を交付する。

(2) 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には，認定をしないものとする。

ア この募集実施要項に適合しない場合

イ 応募後に，国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条の規定による懲戒処分に準ずる処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合におけるものを除く。以下「懲戒処分に準ずる処分」という。）を受けた場合

ウ 懲戒処分に準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し，又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) (2)のアからエまでのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合は，次の方法に従い当該応募者について認定をする。

ア 募集人数を限度として，常時勤務に服することを要する国家公務員としての引き続いた在職期間（法第7条の2第3項に規定する公庫等職員としての在職期間を含む。以下「在職期間」という。）の長い者から順次に認定をする。

イ 在職期間が同じである者があるためアの方法によっても募集人数から認定

をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、当該在職期間の同じである者のうち定年の年齢から退職すべき期間の末日（平成26年4月15日）現在の満年齢（月単位まで）を控除した年月数の少ない者から順次に認定をする。

- (4) 在職期間及び(3)のイの年月数がいずれも同じである者（以下「同順位者」という。）があるため同ア及びイの方法によってもなお募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、同順位者の全員を認定し、又は認定しない結果、認定をする者の人数が募集人数を上回り、又は下回ることがある。また、予算の執行状況により、認定をする者の人数が募集人数を上回ることがある。認定をする者の数が募集人数を上回る場合は、(3)の方法に従い、認定をする。

7 応募の取下げの手続

応募者は、4のなお書きの定めにより通知する退職すべき期日が到来するまでの間、いつでも応募の取下げを行うことができる。この場合において、応募者は、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（省令で定める別記様式第二）に必要事項を記入の上、所属庁の長に持参する方法又は郵便、電子メール若しくはファクシミリを利用して送付する方法により提出する。

8 応募等の手続に関する問合せ先

最高裁判所事務総局人事局任用課（任用第一実施係）

（注）

- 1 法第8条の2第3項第4号の規定により、本募集に応募をすることができない者は次のとおりである。

募集の期間中（平成25年11月15日から平成26年1月15日まで）に懲戒処分に準ずる処分を受けた者

なお、国家公務員退職手当法上、裁判官について、懲戒処分に準ずる処分とは、裁

判官分限法第2条に定める懲戒をいうものと解されている。

- 2 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。
- 3 認定後に生じた事情により、認定を受けた応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合には、当該応募者の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがある。